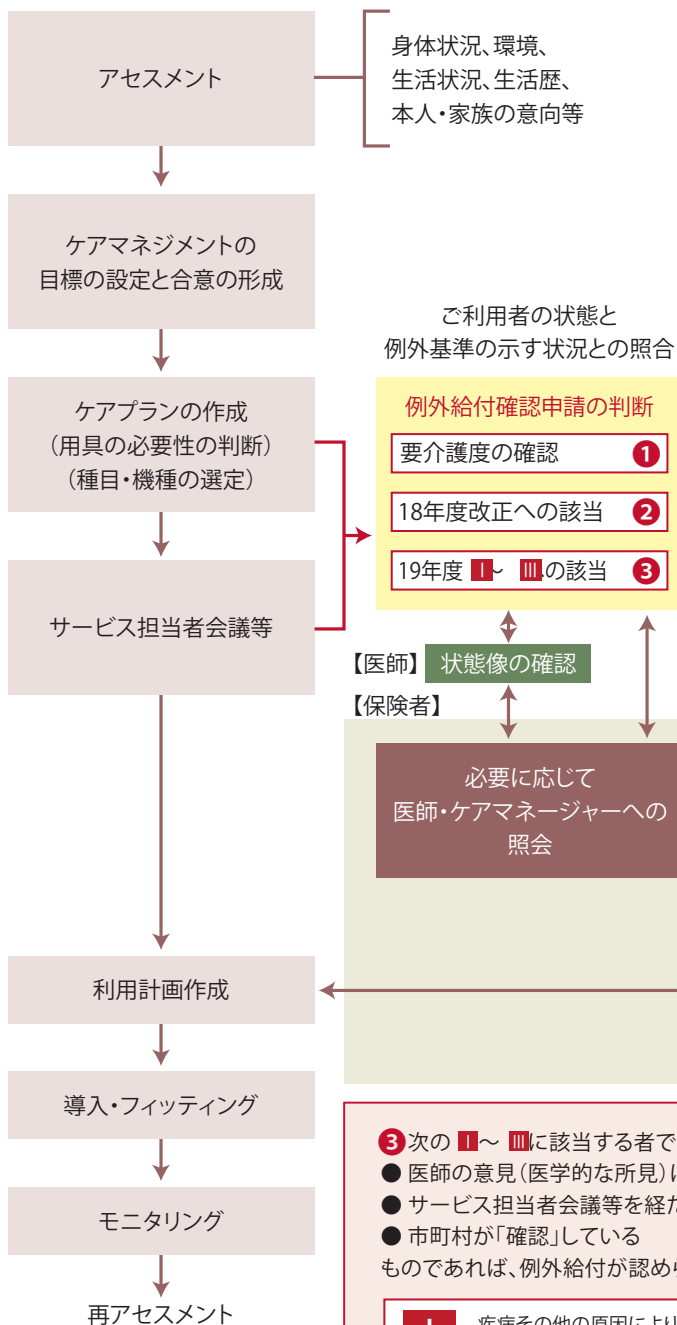


ケアマネジメントのプロセスにおける福祉用具の例外給付の確認申請の流れ

適切な確認申請を行うためには、通常のケアマネジメントと同様に、ご利用者の身体状況や生活環境、意向などを正しく把握した上で目標を立て、ケアプランを作成します。その際、軽度者であっても福祉用具の利用を必要としていると判断される場合には、医師への照会により適用の条件への該当を確認し、保険者の定める要領で確認申請の手続きをとります。

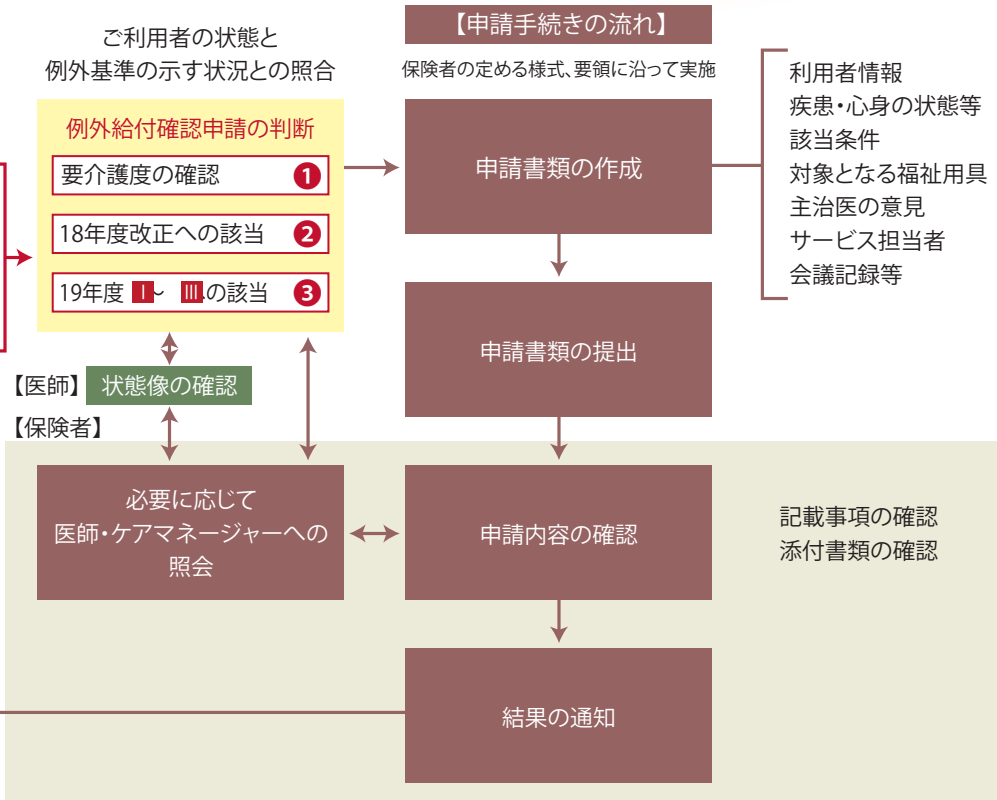
【ケアマネジメントの流れ】

ケアマネージャーと福祉用具専門相談員が連携して実施



【申請手続きの流れ】

保険者の定める様式、要領に沿って実施



- ③ 次のⅠ～Ⅲに該当する者であることが
- 医師の意見(医学的な所見)に基づき判断され、
 - サービス担当者会議等を経た適切なケアマネジメントの結果を踏まえていることを
 - 市町村が「確認」している
- ものであれば、例外給付が認められます。

Ⅰ 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に告示で定める福祉用具が必要な状態像に該当する

Ⅱ 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに告示で定める福祉用具が必要な状態像に該当する

Ⅲ 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から告示で定める福祉用具が必要な状態像に該当する

車いす(同付属品)、特殊寝台(同付属品)、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト(つり具を除く)、自動排泄処理装置について、原則、軽度者(要支援1・2、要介護1※ただし、自動排泄処理装置については要介護2および要介護3も含む)の方はレンタルすることが出来ません。しかしながら、右記の三つの例外に該当する場合は、レンタルができます。

※平成19年3月30日に発信された「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」に沿った、軽度要介護者における福祉用具の例外給付のための手続きを想定したものです。